

そろいろ通信 11月

社内に笑顔を咲かせましょう

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- ・月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9時～17時



徐々にコートやジャンパーが欲しい季節になってまいりました。寒暖の差が激しいですが、いかがお過ごしでしょうか？

マイナンバー、近畿でもそろそろ配達が予定されているようですね。先日は、大阪の焼肉屋さんで、マイナンバーを使ったキャンペーンを取りやめるといってニュースになっていました。今後、いろいろと出てきそうです…



職場で役立つ心理学
～不満を解消してもやる気は出ない!?～



先月号でやる気のアップについてお伝えしましたが、やる気というのは不満を解消しても出ないものなのです。会社に勤めていると、給料が少ない、職場環境が悪いなど、多かれ少なかれ不満がわいてくるもので、これらを解消すれば、やる気が出てくるように思えますが、心理学ではやる気と不満は別物だと考えられています。ハーズバーグの2要因理論によって考えてみましょう。

モチベーション（やる気）は「衛生要因」といって給料、人間関係、交通の不便さなど、その行動を邪魔する要因と、「動機づけ要因」といって、仕事のおもしろさ、やりがい、成果、評価などその行動をプラスする要因があります。衛生要因が満たされないと、強い不満を感じます。ただし、満たされたとしても即やる気につながるわけではありませんし、つながっても持続はしません。給料がその例で、給料を上げれば一時的にやる気は出るかもしれませんが持続はせず、そのうちにその金額に慣れてしまうと更に上がることを無意識に求め、それが不満となってしまいます。

逆に、動機づけ要因が満たされると、強いやる気が生じます。つまり仕事そのものに満足感がないと、やる気は生まれづらい、ということになるのです。

★これで完璧！ 11月の事務



☆源泉徴収税額、特別徴収税額の納付（11月10日まで）☆

10月分の所得税の源泉徴収税額、住民税の特別徴収税額を納付。

☆社会保険料、児童手当拠出金の納付（11月30日まで）☆

10月分の社会保険料・児童手当拠出金を納付。

☆9月決算法人の確定申告と納税（11月中の決算応当日まで）☆

9月決算法人の確定申告と納税、3月決算法人の中間（予定）申告と納税。

☆年末調整の準備☆

スムーズ年末調整にとりかかれるよう、社員の方たちには申告書を早めに配布し、回収していきましょう。申告書には、各種保険料の控除証明書なども必要ですので、必要書類のチェックも行いましょう。



～実質賃金 9月0.5%増～

厚生労働省が11月9日に発表した9月の毎月勤労統計調査（速報）によれば、物価変動の影響を除いた実質賃金は、前年同月に比べ0.5%増え、3ヶ月連続のプラスとなりました。基本給などの所定内給与が堅調に伸びているためです。一方、同省が集計した6～8月のボーナスは前年同期より2.8%減って、35万6,791円でした。

調査は、5人以上の事業所が対象で、実質賃金がプラスだと賃金が物価上昇を上回るペースで増えていることを示します。

ブラックバイト、初の調査 学生の6割がトラブル経験

労働条件が過酷な「ブラックバイト」が問題化し、厚生労働省が今年の8月～9月に、実態把握のために調査しました。全国の18～25歳の大学生や専門学校生らで、勤務経験のある業種は、コンビニエンスストア、個別指導の学習塾、スーパーマーケット、居酒屋の順。全体の60.5%が勤務先で労働条件をめぐるトラブルがあったと答えました。

具体的なトラブルで主なものは、下記の通りです（複数回答）。

●労働基準関連法令違反の恐れがあるもの

準備や片付けの時間に賃金が支払われなかった。	13.6%
1日の労働時間が6時間を超えても休憩時間がなかった。	8.8%
実際に働いた時間の管理がされていなかった。	7.6%
時間外労働や深夜労働の割増賃金が支払われなかった。	5.4%
残業分の賃金が支払われなかった。	5.3%

●その他のもの

採用時に合意した以上のシフト勤務を入れられた。	14.8%
一方的に急なシフト変更を命じられた。	14.6%
採用時に合意した以外の仕事をさせられた。	13.4%
一方的にシフトを削られた。	11.8%
給与明細書がもらえなかった。	8.3%

また、58.7%で労働条件を明示した書面を交付されておらず、自由回答として、「授業に出席できなかった」「過労で体調を崩した」など、日常生活や健康面で悪影響を訴える声もあがりました。

学生からの相談を受けている労働組合は、「最初に労働条件を示した書面が渡されない場合、ブラックバイトの可能性はある」といっていますが、たしかに最初が肝心、お互いの条件をきちんと目で見せ確認しあうことによって、きちんとした労務管理がなされている印象を与えることができますし、それに付随するトラブルの可能性も減ることになるでしょう。これから年末に向けて、多くの業種でアルバイトを使うことが増えてきます。雇入れ時に主な条件を書面で通知することは、労働基準法でも定められていますので、まずはそこから始めていきましょう。

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 羽渕貴久子
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp
URL <http://ikiiki30.com/>

